

別記様式第2号

- 安定取引関係確立事業活動計画
- 流通合理化事業活動計画
- 環境負荷低減事業活動計画
- 消費者選択支援事業活動計画

コメントの追加 [A1]: 流通合理化事業活動計画にチェックを入れてください。(複数の計画を出したい場合のみ、他の計画にもチェックを入れてください。)

1 申請者の概要

申請者 (代表者)	
①	氏名: XXXX協議会 (法人その他の団体の場合はその名称及び代表者の氏名:)
②	法人番号 (法人の場合):
③	住所: (申請者が法人その他の団体の場合には、主たる事務所の所在地:)
③	連絡先 ・電話番号: XX-XXXX-XXXX ・E-mail: XX@XXXXXXXX ・担当者名 (法人の場合): 農水太郎
④	資本金の額又は出資の総額: XXXX円 (XX年XX月XX日時点)
⑤	常時使用する従業員数又は組合員数: XXX団体 (XX年XX月XX日時点)
⑥	業種:
⑦	事業活動計画の対象となる事業: 飲食料品卸売業 (日本標準産業分類における中分類名称: 52 分類コード: 5229)
⑨	決算月:
申請者 (共同)	
①	氏名: (法人その他の団体の場合はその名称及び代表者の氏名:)
②	法人番号 (法人の場合):
③	住所: (申請者が法人その他の団体の場合には、主たる事務所の所在地:)
④	連絡先 ・電話番号: ・E-mail: ・担当者名 (法人の場合):
⑤	資本金の額又は出資の総額: (年 月 日時点)
⑥	常時使用する従業員数又は組合員数: (年 月 日時点)
⑦	業種:
⑧	事業活動計画の対象となる事業: (日本標準産業分類における中分類名称: 分類コード:)
⑨	決算月:

コメントの追加 [A2]: 申請する協議会又は団体の正式名称をご記入ください

コメントの追加 [A3]: 協議会による申請の場合は記載不要です

コメントの追加 [A4]: 申請する協議会又は団体の連絡先・担当者名をご記入ください

コメントの追加 [A5]: 協議会での申請の場合は、「資本金なし(当事業を目的とした任意団体のため)」といった記載でも構いません

コメントの追加 [A6]: 協議会を構成する団体・会社等の数を記載ください(例: 構成員 ●団体)

コメントの追加 [A7]: 事業活動計画に合致する業種があれば、1つ選んで中分類コード、分類コードを記載ください。
以下のリンクから各業種の分類コードを検索できます。
[日本標準産業分類\(令和5年\[2023年\]7月改定\) | 統計分類・用語の検索 | 政府統計の総合窓口](#)

コメントの追加 [A8]: 共同申請者がいる場合は、共同申請者の情報を記入ください。共同申請者がいない場合は空欄のままとしてください。

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
注2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 安定取引関係確立事業活動等の促進に資する事項の有無

計画に以下の者が行う安定取引関係確立事業活動等の促進に資する事項が含まれる場合はチェックすること。

<input type="checkbox"/>	農林漁業者	別紙1
<input type="checkbox"/>	技術の研究開発を行う者（食品等事業者は除く）	別紙2

注1 農林漁業者が行う促進措置に関する事項が含まれる計画の場合は別紙1を、技術の研究開発を行う者（食品等事業者は除く。）が行う促進措置に関する事項が含まれる計画の場合は別紙2を提出すること。

2 農林漁業者については、安定取引関係確立事業活動の促進に資する事項に限る。

3 特例措置の活用の有無

活用を希望する特例措置にチェックすること。

<input type="checkbox"/>	中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）	別添1
<input type="checkbox"/>	研究機構の設備等の供用及び協力	別添2
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫の長期・低利の資金（食品等持続的供給促進資金）の貸付け	別添3、別添4又は別添5及び別添6※
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫の債務保証（スタンドバイ・クレジット）	別添6※
<input type="checkbox"/>	食品等持続的供給推進機構による債務保証	別添6※
<input type="checkbox"/>	産業競争力強化法の特例（事業再編関係）	別添7
<input type="checkbox"/>	産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）	別添8
<input type="checkbox"/>	食料システム構築計画のみなし措置	別添9

注1 計画に参加する者が活用を希望する全ての特例措置にチェックすること。

2 特例措置の活用を希望する者ごとに該当する書類を添付すること。

3 設備等の導入又は施設の整備を行う場合は、別添6（※）を添付すること。

コメントの追加 [A9]: 基本的にはチェック不要です。仮に該当性・詳細を確認したい場合は、農水省にご確認ください。

コメントの追加 [A10]: 基本的にはチェック不要です。仮に該当性・詳細を確認したい場合は、農水省にご確認ください。

4 安定取引関係確立事業活動等に関する事項

(1) 安定取引関係確立事業活動等の目標

○○○○事業活動				
目標				
記載例：ZZZの輸出について商物流を安定化させ、XXX向けの輸出額を増進する。さらに、輸出用ZZZの国内流通を効率化させ国内輸送費の低減に努めるとともに、トラックドライバー不足の課題解決にも寄与するべく走行距離の短縮も促す。				
※申請する安定取引関係確立事業活動等の目標を定性的に記載。 ※記載した目標の達成状況の確認に資する定量的な目標値（指標）については、下段に記載。				
目標値	単位	①現状	②計画終了時の目標	③変化率(%) ((②-①)/①×100)
記載例： 協議会メンバーによるXX港利用の輸出額	円	XX, XXX, XXX 円	XX, XXX, XXX 円	+30%
輸送コストの削減	円/パレット	XX, XXX 円/パレット	XX, XXX 円/パレット	-30%

コメントの追加 [A11]: 「流通合理化事業活動」と記入してください。

コメントの追加 [A12]: 記載例に倣い、定性的な目標を簡潔に記入ください。(詳細な事業内容は(2)①安定取引関係確立事業活動等の内容に記載してください。)

コメントの追加 [A13]: 記載例に倣い、目標値にはKPIとする項目名を記載、単位は目標値の単位を記載、①現状は直近の年度(可能な限り2025年度)の実績値を記載、②は計画終了時の年度(2029年度)の目標値を記載、③は計算式の通り変化率を%で記載ください。

- 注1 事業活動内容や実施期間等を踏まえた妥当な目標とすること。
 2 申請する各事業活動計画の目的に沿って、事業活動計画ごとに一つ以上の目標値を設定すること。
 例) 安定取引関係確立事業活動：地域農産物を用いた食料品の製造量、付加価値額等
 流通合理化事業活動：付加価値額、労働生産性、流通コスト等
 環境負荷低減事業活動：温室効果ガス排出量、食品ロス、プラスチック排出量等
 消費者選択支援事業活動：地域農産物売上高、サステナビリティに配慮した商品の販売量等
 ※各特例措置の申請の際に設定する目標値が各事業活動計画の目的に沿ったものである場合、同じ目標値を設定することも可。
 3 安定取引関係確立事業活動計画等のうち複数の事業活動に関する計画を申請する場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

(2) 安定取引関係確立事業活動等の内容及び実施時期

① 安定取引関係確立事業活動等の内容

○○○○事業活動
調査実証事業の場合、以下の項目(A)~(F)に倣って記述ください。 ※設備導入の場合は、(A), (B), (D), (F)を記入ください。 <A 事業の目的>輸出品目ZZZのXXX国への輸出促進においては●●が課題となっている。このため△△等により、ZZZ等の輸出拠点整備を行い産地である○○からの輸送効率を高めてZZZ等の輸出における課題解決を図ることを目的とする。この課題

コメントの追加 [A14]: 「流通合理化事業活動」と記入してください。

解決のため△△の活用可能性の実証等を行い、輸出物流の改善につなげることを目標とする。

※可能な範囲で、輸出拠点づくり、輸送効率化等の概要・関係者を図示しながら記載ください。

<B 事業の分類>

下記リンクの「効率的な輸出物流の構築に向けて取り組むべき事項」に掲げる1～7の項目のいずれに該当するか、以下1.～7. 該当する項目を全て囲ってください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/attach/pdf/yusyutu_buturyuu-7.pdf

- 1. 最適な輸送ルートの確立
- 2. 大ロット化・混載の促進のための拠点確立
- 3. 輸出産地、物流事業者、行政などが参加するネットワークの構築
- 4. 物流拠点の整備
- 5. 鮮度保持・品質管理や物流効率化のための規格化、標準化
- 6. 検疫等の行政手続上の環境整備
- 7. 包装資材・保管技術の開発・実装

<C 輸出実証の仕向地・ターゲット国・品目等>

ターゲット国：XXX向け等

ターゲット品目：ZZZ等

<D 事業の内容>

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

<E 輸出実証リスト>

- ・ XXXX：XXXXXXXXXXの検証を○回程度
- ・ XXXX：XXXXXXXXXXの検証を○回程度
- ・ XXXX：XXXXXXXXXXの検証を○回程度
- ・ XXXX：XXXXXXXXXXの検証を○回程度

<F 協議会における協議事項>

- ・ XXXXについて

<G 設備導入する機器の>

- ・ XXXX：XXXXXXXXXXの検証を○回程度
- ・ XXXX：XXXXXXXXXXの検証を○回程度
- ・ XXXX：XXXXXXXXXXの検証を○回程度

注 安定取引関係確立事業活動計画等のうち複数の事業活動に関する計画を申請する場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

② 安定取引関係確立事業活動等の実施時期

実施時期： 年 月 日 ～ 年 月 日（目標年度）

コメントの追加 [A15]: 認定日以降の日付で実際に活動開始を見込む日～2030年3月31日としてください。

注1 安定取引関係確立事業活動等の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

- 2 中小企業経営強化税制（租税特別措置法第10条の5の3及び第42条の12の4に規定する措置をいう。以下同じ。）及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制（租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第3項及び第42条の12の6第1項又は第2項に規定する措置をいう。以下同じ。）の活用を希望する場合は、特例の対象となる機械・装置の耐用年数に照らして適切な期間とすること。

③ 安定取引関係確立事業活動等を実施する事業所又は卸売市場の概要

事業所又は卸売市場	
①	事業所又は卸売市場の名称：
②	所在地：
③	事業開始（開設）年月日：
③	事業内容：

注1 安定取引関係確立事業活動等により、設備等の導入や施設の整備など具体的な活動を行う事業所等を記載すること。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

コメントの追加 [A16]: 協議会で提出される場合、各構成員が事業活動を実施するすべての事業所又は卸売市場の名称・所在地等を記載ください
構成員が多い場合は、別紙で添付いただいても結構です

(3) 安定取引関係確立事業活動等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

【金額単位：千円】

実施者	調達予定年度	使途・用途	事業費	資金調達				備考
				補助金	食品等持続的供給促進資金	その他借入金・出資金	その他（自己資金等）	
XX 協議会	R8		XX, XXX 千円	XX, XXX 千円			XX, XXX 千円	

コメントの追加 [A17]: 提案書経費内訳の事業費と合致させてください

コメントの追加 [A18]: 提案書経費内訳の補助金額と合致させてください

コメントの追加 [A19]: 提案書経費内訳の自己資金額と合致させてください

注1 計画に参加する食品等事業者のうち、資金の調達を行う者の全てを記載すること。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 「使途・用途」については、安定取引関係確立事業活動等に必要となる設備等導入資金、運転資金等について具体的に記載すること。

4 「補助金」については、補助金の調達額について、調達先の名称及び金額の内訳を記載すること。

5 「食品等持続的供給促進資金」の欄は、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の資金の額を記載すること。また、借入金を予定する資金の内容に応じ、別添3から別添5のいずれかを添付すること。なお、法第2条第4項、第5項、第6項及び第7項に規定する技術の研究開発については、食品等持続的供給促進資金の貸付けの対象外であることに留意すること。

6 「その他借入金・出資金」の欄は、金融機関名等を併記すること。

7 法第16条第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫の行う債務保証又は法第23条第1項に規定する食品等持続的供給推進機構の行う債務保証を受ける予定がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を「備考」の欄に記載すること。なお、株式会社日本政策金融公庫の行う債務保証については、法第2条第5項に規定する流通合理化事業活動に限る。また、当該流通合理化事業活動のうち、技術の研究開発及び合併、会社の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清

算その他食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第2条に規定する措置が対象外であることに留意すること。

(4) 安定取引関係確立事業活動等の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

<p>〇〇〇〇事業活動</p> <p><波及効果></p> <p>以下の理由から農林漁業及び食品産業の流通コストの削減、もって消費者利益が増進に寄与することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 輸出用青果物の効率的な国内物流網の構築により、輸出物流の効率化、省人化に寄与する ● 効率的な輸出物流網の構築により、農林水産物の安定的な輸出が可能となり、産地の収益の向上・安定化に寄与する ● 高品質な日本農産物の輸出が可能となることで、日本産の食材を求める海外の消費者利益に寄与する。

注1 安定取引関係確立事業活動計画等のうち複数の事業活動に関する計画を申請する場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 安定取引関係確立事業活動等が、どのように農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載すること。

5 確認事項

<input type="checkbox"/>	本計画に参加する食品等事業者が、各々で安定取引関係確立事業活動等を実施すること
<input type="checkbox"/>	計画内の営業秘密に関する検討を行い、保護すべき営業秘密がある場合は、「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」（令和4年3月農林水産省策定）に準拠した取組を行うこと
<input type="checkbox"/>	特例の活用を希望する場合に、認定を受けた本計画の内容を、農林水産省から特例に関係する各機関へ提供することに同意していること
<input type="checkbox"/>	認定を受けた本計画の概要を農林水産省のホームページにおいて公表することに同意していること

コメントの追加 [A20]: 右欄の内容を確認の上、全てのチェック欄にチェックを入れてください。